

ID: 3022

担当部署: 商工観光課

処分の概要	総会招集の承認		
法令名 根拠条項	商工会法 第42条第5項(第48条第5項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】	<p>法第42条の規定による。</p> <p>第42条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。</p> <p>2 会長は、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から三週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。</p> <p>4 前項前段の電磁的方法(経済産業省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会長に到達したものとみなす。</p> <p>5 第2項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から二週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、経済産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者が不在の場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日